

II 結果の概要

本節は、2011（平成 23）年 1 月 31 日に開催された第 2 回浦安市男女共同参画推進会議に資料№1 として提出された「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査にみる主な課題」である。

1. 男女平等意識の高揚

「男は仕事、女は家庭」には否定的、しかし「女は仕事をするならも家事も育児もこなすべき」には賛成

全体として、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分業には反対が多いが、「女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児・介護もきちんとするべきである」という新性別役割分業には賛成が多い。12 年度調査から 17 年度調査では、この性別役割分業に反対が強くなったが、今回調査では 12 年度調査よりも賛成が増えている。

また、三歳児神話と言われる「子どもが 3 歳になるまでは母親は育児に専念すべき」という考え方には、これまでの調査よりは減少はしているが、まだ 6 割以上が賛成している。（問 6 ア、イ、カ）

男女平等感に男女の差、とくに「家庭」で顕著

「家庭」「地域」「法律」「職場」「政治」「全体」の分野で、男性のほうが優遇されていると感じており、17 年度調査と比べても強まっている。また、分野によって女性と男性の感じ方にも差が見られ、男性は女性より「家庭」「地域」「法律」について平等と感じるが、女性は男性優遇感が強い。

実際の家庭での役割をみると、「家計管理」「家事（食事の支度・片付け、掃除・洗濯）」「乳幼児の世話」「地域のつきあい」「役所等への用事」でほとんどの役割を女性が担っている。（問 5、問 26）

2. ワーク・ライフ・バランスの推進

男性は仕事優先、女性は家庭優先のライフスタイル

女性は、仕事と家庭、地域や個人の生活を両立しながらバランスよく暮らしたいと思っているが、現状では、1 日の平均家事・育児時間は 5 時間近くなり、家庭優先になっている。男性も同様に仕事と家庭のバランスをとりたいと思っているが、現状では、仕事をする時間が通勤時間を合せると 9 時間半を超え、仕事優先になっている。ワーク・ライフ・バランスを目指しながらも、そうはなっていない現状が見られる。

また、育児に参加したいという男性が 8 割いるにもかかわらず、実際の家事・育児時間は 1 時間弱にとどまっている。男性の長時間労働、性別役割分業による生活実態がうかがえる。（問 1、問 2・1.2.3、問 6）

健康に関しても男女の差

健康診断の受診率は、市で行うものも含め 17 年度調査より上がっている。しかし、働いていない人の受診率は働いている人に比べ低い。特に全体を年代別に見ると 30 代、40 代の子育て期にあたる

女性の受診率が低い。片働きと共働きの女性を比べると、受けていないのは圧倒的に片働きの女性が多く、健康の維持に欠かせない健康診断の受診にも性別や働き方で差が見られる。

また、ストレスの感じ方にも男女差がみられる。男性は有職無職で差があるが、女性は有職無職に関わらず7割以上の方がストレスを感じている。男性の働き方や女性の日常生活における役割への負担感がうかがえる。(問7、8)

介護や老後のくらし方にも男女の差

親の介護を経験している人が少なく、市民の年齢構成が若い市だといえる。介護について、家族介護よりも、社会的支援が必要する人は7割を超え、男性よりも女性が多かった。また、自分の老後の不安は、「健康」と「経済」が大きい。

老後の過ごし方は夫婦で一緒に楽しみたいという人は6割を超え、女性よりも男性が多くなっている。高齢化社会を迎えるにあたって、介護や老後の過ごし方にも、男女の意識の差があらわれている。

(問15、18)

3. 継続可能なキャリア形成の支援

女性の就業状況に性別役割分業の影響

男女ともに、女性の働き方の理想は、結婚、子育てでいったん家庭に入り、子育てがひと段落したら働く中断再就職型が最も多く、三歳児神話への賛成も多い。さらに、女性では働いていない理由に「子どもが小さいから」が1位をしめている。

このような意識を裏付けるかのように、年代別に女性の就業率を見ると、20代から30代にいったん下がり40代で再び上がるM字曲線となる。この状況は17年度調査と比較してもほとんど変化は見られずむしろ、20代から30代の就業率はさらに大きく下回っている。

男女ともに働きやすい社会環境に必要なこととして、育児や介護をサポートする施設等の充実や仕事と家庭の両立支援、再雇用制度の充実を望む声が多くあげられる。(問6カ、問10、問11、問12、問13、問14)

役職に就いてほしい夫と就きたくない妻

「責任にある立場に就いてほしい」と思う男性が4割いるのに対し、「就きたい」女性は1割にとどまる。女性が家庭内の役割を担い、家事育児に費やす時間も多いため実態からみると、消極的にならざるを得ない状況も垣間見える。

女性の管理職登用などを後押しする「ポジティブ・アクション」という言葉の認知度も低く、女性がエンパワーメントできる環境が整備されていないと考えられる。(問27)

4. 人権意識の高揚

メディアにおける女性の性的表現が人権侵害であるという意識が低い

メディアなどで女性の性を過度に表現し、モノとして扱うことは、女性の人権に関わる問題とされている。しかし、これを人権侵害ととらえているのは 13%、「特に問題がない」という回答も 12%と低くなっている。

また、17 年度調査と比較して、配慮の不足や性犯罪の助長のおそれ、教育上の問題など、ほとんどの項目でポイントが下がっており、「特に問題がない」については、倍以上増加している。（問 19）

DVをひとりで抱え込む傾向が強い

DVは身体的暴力だけでなく、精神的、社会的、経済的、性的なものも暴力であるという認識が徐々にではあるが高まりつつある。しかし、市の相談窓口の利用は 6%にとどまっている。その理由をみると被害を受けても相談するほどのことでない、自分にも悪いところがあると思ったから、という割合が多い。このことから、暴力が生きる権利を脅かす人権問題であるという認識には至っていないことがうかがえる。（問 20、問 23、問 23-1.2）

5. 男女共同参画施策の推進

男女共同参画に関する事業や用語への認知が低い

市が男女共同参画社会形成に向けて力を入れるべきこととして、「情報提供」「ネットワークづくり」「政策立案への女性参画」「学習機会の充実」「相談体制の充実」が上位 5 位となる。しかし、女性プラザの「情報提供事業」への認知度はきわめて低くなっている。また、「男女共同参画」という言葉も内容も知っている人は 3 割台にとどまる。男女共同参画推進のための施策が市民に対して、十分に行き渡っていない状況がうかがえる。（問 25、問 28、問 29）

